

議案第52号

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の改正に伴い、
劇場等の客席に係る規定を追加するとともに、規定の整備を図る必要があるので、
本案を提出する。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（平成19年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「次条において同じ」を「第15条において同じ」に、「この条及び次条において「一般客室」を「一般客室」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（劇場等の客席）

第14条の3 劇場等の客席の各階には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けなければならない。

- (1) 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2
- (2) 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に10,000分の75を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

2 前項の車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。

- (1) 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。
- (2) 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものが前号の同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。

3 第1項の車椅子使用者用部分の位置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前項の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。
- (2) 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 前号に定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。

第15条各号列記以外の部分中「前条第1項」を「第14条の2第1項」に、「及

び前条」を「及び第14条の2、劇場等にあつては第7条から第13条まで及び前条」に改め、同条第2号中「前条第1項」を「第14条の2第1項」に改め、「経路」の次に「（当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同条第4号中「経路」の次に「（当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加え、同条第6号中「前条第1項」を「第14条の2第1項」に改め、「経路」の次に「（当該利用居室が前条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条の3の規定は、施行日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第2号及び第3号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第14条の3の規定は適用しない。